

2020年4月14日

鳥取市長 深澤 義彦 様

日本共産党鳥取市議団

伊藤 幾子

岩永 安子

荻野 正己

金田 靖典

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ（第2回）

4月10日、本市において初めての新型コロナウイルスの感染者が確認され、感染拡大防止にご尽力いただいていることに敬意を表します。

緊急事態宣言が出された7都府県に限らず、市民生活や営業に深刻な影響が出ています。にもかかわらず、国は「補償なき要請」をするだけです。緊急事態宣言後も東京都では感染者の最多更新がされるなど、感染拡大の勢いは落ちてはいません。

本市では新たな感染者が確認されてはいませんが、引き続き、感染拡大の防止と市民の命とくらしを守ることが行政には求められます。よって、以下の点を要望いたします。

### 記

#### 1. 国に要望すること

- ① 感染拡大を防止するには、自粛要請と一体に補償を行うことは急務である。そのことを基本方針とすることを国に強く求めること。
- ② 新型コロナ感染症への対応として、病床確保が急がれる。市立病院では、10床確保されているが、空き病床を準備する場合の減収分をはじめ、感染症対策で必要となる経費は全額国が補償するよう求めること。
- ③ 医療機関に医療用マスク、ゴーグル、防護服などを速やかにかつ十分に供給するよう国に求めること。
- ④ 急性期病床の大幅削減となる公立・公的医療機関の再編・統合を直ちに凍結し、撤回することを国に求めること。

## 2. 市民の命、くらしを守るために

- ① 鳥取市保健所においては、相談・指導業務の対応、調査業務及び検査業務がさらに増えていくことが想定される。人員の補充がされてはいるが、増える業務量に対応し、かつ現場が疲弊しないよう、体制を強化すること。
- ② 国保の傷病手当については、自治体独自の判断で可能とされている個人事業主（フリーランスも含む）も対象とすること。
- ③ 国保料や介護保険料の緊急減免をすること。
- ④ 家計急変の世帯も対象とする就学援助制度を再度周知し、制度活用を促すこと。
- ⑤ 鳥取環境大学の授業料の減免規定があるが、申請の締め切り日以降でも、新型コロナ関連の影響が出る家庭があることが想定される。学生の世帯状況に寄り添った柔軟な対応をし、学業を保障すること。
- ⑥ 休業や失業などにより収入が減り、生活が困難な状況に陥っている市民に対しては、ワンストップ窓口で丁寧な相談にのり、生活保護制度の利用や他の制度の積極的活用で市民の生活を支える対応をすること。
- ⑦ 介護保険・障がい福祉サービスの利用自粛要請に伴う事業所の減収や利用者の工賃減収に対し、全額補償をすること。
- ⑧ 医療機関や介護事業所、障がい者施設などの消毒液やマスクなどの必要備品を支給すること。
- ⑨ 市として、小中学校、義務教育学校、放課後児童クラブへ消毒液やマスクなどの必要備品を支給すること。保育所、幼稚園、認定こども園などの保育施設に対しても、同様に市として支給すること。
- ⑩ バスやタクシー業界でも消毒液やマスク不足が出ている。それ以外の業種でも必要備品の不足があり、市としても手立てを取ること。
- ⑪ 国を待たず、自粛による倒産や廃業をさせないために、家賃・地代・水光熱費・リース代などの固定費への直接助成を市がする行うこと。あわせて、店子に家賃などを免除した家主にも助成すること。
- ⑫ 市のイベント中止に伴うキャンセル料・必要経費の補償をすること。
- ⑬ 市の施設の一斉休業に伴い、市内 3 か所の道の駅も休業となる。そこに物品を納入している業者や個人にも休業補償をすること。

- ⑭ 中小・小規模事業者が無担保・無利子融資を速やかに受けられるように、審査の迅速化を図ること。
- ⑮ 市内事業者の中で解雇リストラが起きないように、市として雇用の維持をしっかりと求めること。そのために必要な融資や補償をすること。
- ⑯ 先の見通しが不明な中で地元業者は窮地に陥っている。商工団体頼みではなく、市が直接、事業者の状況や要望を聴き取り、施策に反映すること。
- ⑰ 「大志」で製造されるマスクは1枚330円と高額である。もっと安い価格で提供できるようにすること。
- ⑱ 市の対策本部では、密集した会議となっている。会議運営でもソーシャルディスタンス維持を図る必要があり、皆が結集しない方法に改めること。

### 3. 感染経路調査について

濃厚接触者以外の接触者について、PCR検査は5人（4月12日現在）にとどまっている。感染経路が不明な状況で、市民の中には不安がある。

- ① 帰国した砂像作家についても、PCR検査を受けてもらうよう要請し、非感染ならば、そのことをきちんと明らかにすること。
- ② 患者の立ち寄り先に飲食店があることで、接触した人だけではなく、その店にいた従業員および来店していた人すべてにPCR検査をすること。
- ③ 砂の美術館への風評被害が懸念される。従業員への誹謗中傷などの人権侵害があってはならず、そのためにも従業員へのPCR検査を行うこと。
- ④ 感染経路の解明のためにも、関係性の濃淡や接触・非接触に関わらず、対象者を挙げてPCR検査を行うこと。
- ⑤ 本市では、情報が公開されておらず、そのことが憶測や不信になっているところもある。「鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」では、「個人情報や企業活動に配慮しつつ、可能な限り具体情報を公開する」とされており、さらなる感染拡大を防ぐ上でも、患者の立ち寄り先を公開し、心当たりのある人が相談できるようにすること。
- ⑥ 7都府県で緊急事態宣言が発令され、行動制限要請がされている事態である。新型コロナウイルス感染症について、専門家による全国的な終息が認められるまでは、砂の美術館の開館は見合わせる。

以上